

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社の主たる事業は、「新たな価値を創造するとともに、人々の健康と幸福に貢献する」ため、革新的な治療薬を生み出し、有効な治療法がない患者さんに対し新たな治療を提供することです。新しいモダリティ技術による遺伝子治療製品や、独自のDDS技術を活用した核酸医薬などの臨床開発を推進し、新しいメカニズムによる難治がんの治療薬や再生医薬の提供を目指しております。

当社は、経営の効率化を図るとともに、同時に経営の健全性及び透明性を高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、経営の健全性及び透明性を高めるためにコーポレート・ガバナンスを強化していくことが経営上の重要な課題であると認識しております。また、監査等委員会設置会社制度を採用し、取締役11名のうち7名を社外から選任することにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実と企業価値の最大化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東京短資株式会社	3,100,000	4.43
信越化学工業株式会社	1,660,000	2.37
中富 一郎	959,000	1.37
ファストトラックイニシアティブ2号投資事業有限責任組合	906,506	1.29
ノーリツ鋼機株式会社	750,000	1.07
京滋建設株式会社	640,900	0.92
木村 昌二	610,000	0.87
マネックス証券株式会社	512,455	0.73
株式会社SBI証券	475,542	0.68
大和証券株式会社	391,100	0.56

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡野 光夫				<p>当社技術の発明者の一人であり、当社の研究開発に関して技術的見地から、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと、また、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督いただくことを期待したため、社外取締役として選任しました。</p> <p>また、同氏は当社経営からは独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じる恐れはなく、中立・公正な立場から当社経営への助言を行う役割を遂行していると判断したため、独立役員として指定しました。</p>
片岡 一則			<p>公益財団法人川崎市産業振興財団の副理事長を兼務しており、また東京大学名誉教授であります。2015年7月以降、同財団から研究施設を賃借しており、同財団との共同研究及びそれに付随する取引があります。また、過去において同大学及び同財団へ、それぞれ寄付がありました。</p>	<p>長年にわたりバイオマテリアルの研究に従事し、当社技術の発明者として豊富な知見を有していることから、当社の研究開発に関して専門的な観点から、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと、また、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督いただくことを期待したため、社外取締役として選任しました。</p> <p>なお、同氏が兼務する機関と左記の取引がありますが、金額は僅少かつ他の一般的取引と同程度の条件で行われており、また、左記の寄付の金額は僅少であり、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではなく、独立性に影響を及ぼすような重要性はないため、一般株主と利益相反が生じる恐れはなく、中立・公正な立場から当社経営への助言を行う役割を遂行していると判断したため独立役員として指定しました。</p>
松村 淳			<p>株式会社ウィズ・パートナーズの代表取締役社長CEOを兼務しており、同社はTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合の無限責任組合員であります。2022年6月27日現在でTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合が保有する当社の転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の潜在株式数は13,473,966株であります。また、アクセリード株式会社取締役会長を兼務しており、同社とは共同で株式会社PrimRNAを設立し、mRNA医薬の研究開発事業を行っております。さらに、同社の子会社である株式会社ARCALISとの間で研究所施設の賃貸借契約を締結し、当社は賃料等の支払いを受けております。</p>	<p>戦略的な資本業務提携等における多数の経験と実績を保有しており、企業経営の専門家としての視点に基づき、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したため、社外取締役として選任しました。</p>

飯野 智		株式会社ウィズ・パートナーズの取締役COO兼Co-CIOを兼務しており、同社はTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合の無限責任組合員であります。2022年6月27日現在でTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合が保有する当社の転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の潜在株式数は13,473,966株であります。また、アクセリード株式会社取締役及び株式会社ARCALIS 代表取締役 Co-CEOを兼務しており、アクセリード株式会社とは共同で株式会社PrimRNAを設立し、mRNA医薬の研究開発事業を行っております。さらに、同社の子会社である株式会社ARCALISとの間で研究所施設の賃貸借契約を締結し、当社は賃料等の支払いを受けております。	投資会社においてヘルスケア・IT領域を中心とした多数のベンチャー企業への投資・育成経験があることから、これまでの知見を活かし、当社の事業開発分野等に関する有益な助言・指導をいただくことを期待したため、社外取締役として選任しました。
長谷川 由紀		株式会社ウィズ・パートナーズヘルスケアインベストメントヘッドを兼務しており、同社はTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合の無限責任組合員であります。2022年6月27日現在でTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合が保有する当社の転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の潜在株式数は13,473,966株であります。	研究機関及び製薬会社において研究者として長年の経験を有し、投資会社においてはヘルスケア領域を中心に投資・育成を行ってきた経験があり、当社の研究開発やIR戦略等につき有益な助言・指導をいただくことを期待したため、社外取締役として選任しました。
中山 美恵子			弁護士として培ってきた知識、経験に基づき、監査等委員である社外取締役として当社経営全般を監視いただくこと、また、当社の内部管理体制等につき意見をいただくことにより、コンプライアンスの強化に寄与していただくことを期待したため、選任しました。 また、同氏は当社経営からは独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じる恐れはなく、中立・公正な立場から当社経営への助言を行う役割を遂行していると判断したため、独立役員として指定しました。
川井隆史			公認会計士としての専門的な知識及び事業会社における経営管理部門での経験を活かし、監査等委員である社外取締役として当社経営全般を監視いただき、当社の財務会計等に関し意見をいただくことにより、コンプライアンスの強化に寄与していただくことを期待したため、選任しました。 また、同氏は当社経営からは独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じる恐れはなく、中立・公正な立場から当社経営への助言を行う役割を遂行していると判断したため、独立役員として指定しました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社の経営規模に鑑み、現時点では監査等委員の職務を補助すべき使用人等を設置しておりませんが、監査等委員が当該使用人等の設置を求めた場合には遅滞なく、監査等委員会スタッフを置くこととしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

社外取締役は、取締役会等を通じて内部監査及び会計監査の状況を把握しております。監査等委員である取締役は会計監査人及び内部監査部門と監査計画等を共有し、適宜情報交換や面談等を行い相互の連携を図っております。監査等委員会においては、それらの情報を各監査等委員より報告を受け協議をするほか、取締役会にて適宜意見を表明しております。

内部監査部門は内部監査計画に基づき、当社全部門の内部監査を実施し、各部門の監査結果を代表取締役社長及び監査等委員会に対し報告を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役とする指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は、取締役の指名、報酬等に関する取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の充実に努めることを目的としており、取締役会の諮問に基づき以下の各項目を審議し、その内容を取締役会へ答申します。

- (1) 取締役の選任議案の原案
- (2) 代表取締役の選定議案
- (3) 取締役の報酬限度額に関する議案の原案
- (4) 取締役の個人別の報酬等の内容

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

全員個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

2022年3月期における当社の役員報酬の内容は総額で以下のとおりです。

取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)の年間報酬額: 64,415千円

監査等委員である取締役(社外取締役を除く)の年間報酬額: 3,600千円

監査役(社外監査役を除く)の年間報酬総額: -千円

社外役員の年間報酬額: 14,364千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の報酬等に関する手続きの客観性及び透明性を確保することにより、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図るため、取締役会が任意に設置する委員会として、指名報酬委員会を設置しております。

当社の報酬制度は、取締役(監査等委員を除く。)の報酬については、固定報酬である基本報酬のほか、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として支給する譲渡制限付株式報酬で構成され、監査等委員である取締役の報酬については、固定報酬である基本報酬で構成されています。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2021年6月24日開催の定時株主総会において年額200百万円以内(うち社外取締役分年額50百万円、使用人分給与は含まず)と決議されており、監査等委員である取締役の報酬限度額は、同定時株主総会において年額40百万円以内と決議されています。また、2021年6月24日開催の定時株主総会決議により、上記報酬枠とは別枠で取締役(監査等委員を除く。)に対する譲渡制限付株式付与のための報酬を年額50百万円(うち社外取締役分年額10百万円)、年200,000株以内としております。監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2005年6月27日開催の第9回定時株主総会において年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議されています。また、この金銭報酬とは別枠の株式報酬の限度額として、2020年6月26日開催の第24回定時株主総会において、取締役(社外取締役含む)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬は、年額50百万円以内、株式数の上限を年200,000株以内(社外取締役も付与対象)と決議されています。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年6月24日開催の第25回定時株主総会において40百万円以内と決議されています。監査等委員会設置会社移行前の監査役の報酬限度額は、2005年6月27日開催の第9回定時株主総会において年額40百万円以内と決議されています。取締役(監査等委員を除く)の報酬については、指名報酬委員会の諮問をもとに取締役会で決定し、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員会の協議に基づいて決定しており、当社は取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針について、以下のとおり定めております。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬に関する基本方針は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として決定され、基本報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成される。

b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、当社の業績及び業績への各人の貢献度など諸般の要因を考慮し、他社水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定し、支払うこととしている。

c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役に付与される譲渡制限付株式報酬の額は、定時株主総会の日から1か月以内に開催される取締役会において役位毎に定められた額が決定され、同取締役会決議から1ヶ月を経過する日までに付与される。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の金銭報酬と譲渡制限付株式報酬の額の割合は、当社の業績及び業績への各人の貢献度、社会情勢など諸般の要因を考慮し決定する。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役個人別の報酬額については、取締役会の諮問機関として設置する指名報酬委員会が審議・決定した各取締役の報酬額案を取締役に提示し、審議を経て取締役会決議により決定される。

f. その他個人別の報酬等についての決定に関する重要な事項

該当事項なし。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会事務局は、社外取締役に對し取締役会資料を事前に電子メール等により送付し、十分に検討できる時間を確保するとともに、重要事項については、必要に応じて事前説明(ブリーフィング)を実施し、意思決定をサポートしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、委員の過半数が社外取締役に構成される監査等委員会の設置により、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社を採用しております。

取締役会

当社の取締役会は、本報告書提出日現在において監査等委員である取締役3名を含む取締役11名(うち社外取締役7名)で構成され、定時取締役会を毎月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営の基本方針、経営上の重要事項の決定、業務施策の進捗状況の確認等、重要な意思決定機関として安定的かつ機動的な運用をしております。

監査等委員会

監査等委員会は、取締役3名(うち社外取締役2名)で構成されており、定時監査等委員会を毎月1回、また必要に応じて臨時監査等委員会を開催しており、各監査等委員である取締役は内部監査担当及び会計監査人とも意見調整を行いながら、効率的かつ合理的な監査を実施しております。

指名報酬委員会

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役とする指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は、取締役の指名、報酬等に関する取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図ることを目的としており、取締役会の諮問に基づき以下の各項目を審議し、その内容を取締役会へ答申します。

- (1) 取締役の選任議案の原案
- (2) 代表取締役の選定議案
- (3) 取締役の報酬限度額に関する議案の原案
- (4) 取締役の個人別の報酬等の内容

内部監査

内部監査は、内部監査室を主管部署として、業務の適正な運営、改善、効率の増進を図るとともに、財産の保全と不正過誤の予防に資することを目的として、内部統制システムの有効性の検証をしております。当事業年度においては内部監査担当者は1名であり、年間計画に基づき全ての部署を対象に、業務全般にわたって監査を実施し、監査結果は書面により社長に報告を行い、あわせて監査等委員会にもその写しを提出しております。

内部監査担当者と監査等委員、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行い、特に内部監査担当者及び監査等委員は、緊密な連携を行い監査の継続的な改善に努めております。

会計監査

当社は2022年6月27日開催の定時株主総会において、やまと監査法人を会計監査人として選任し、2023年3月期以降、同法人による会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査を受けることとなります。

なお、2022年3月期までは有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、同法人による監査を受けております。当社は監査の結果として監査法人より是正勧告や改善提案等の指摘を受け、これら指摘事項に関する是正改善を必要に応じて実施しております。また監査法人は内部監査結果を踏まえ、監査役会と適宜情報交換を行っております。

2022年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名及び業務に係る補助者の構成は次のとおりです。

イ) 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員・業務執行社員 矢嶋泰久

指定有限責任社員・業務執行社員 瀧浦晶平

ロ) 業務に係る補助者の構成

公認会計士3名、その他4名

当社は監査の結果として監査法人より是正勧告や改善提案等の指摘を受け、これら指摘事項に関する是正改善を必要に応じて実施しております。また監査法人は内部監査結果を踏まえ、監査役会と適宜情報交換を行っております。

指名、報酬等の決定

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。取締役の報酬額は、株主総会で報酬の総額を決定し、取締役会でその配分を決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

2021年6月24日より、当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

委員の過半数が社外取締役に構成される監査等委員会の設置により、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図ることができると考え、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2022年6月27日開催の第26回定時株主総会招集通知は、2022年6月8日に発送し、早期発送を実施いたしました。また、株主の皆様への早期情報提供を目的として、2022年5月30日に当社ウェブサイトに掲載いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	第26回定時株主総会において、インターネットによる議決権行使を実施いたしました。
招集通知(要約)の英文での提供	第26回定時株主総会招集通知の要約を当社ウェブサイトに掲載しました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上開催いたしております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回程度開催いたしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書及び会社説明会資料等の掲載並びに動画配信等行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長室をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規程である「NC企業倫理規準」において、「法令及び企業倫理遵守の基本方針」を制定し、すべてのステークホルダーに対し誠実に接するとともに、公平、公正かつ透明な関係を維持するよう規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	創業企業として、新技術による医薬品の提供を通じ、人々の健康と幸福に貢献し、持続可能な社会の実現に貢献していきたいと考えています。また、社会貢献債等のESG投資を通じて、環境・社会問題への取り組みを支援しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、以下のとおり「内部統制システムの基本方針」を定めており、内部統制システムの強化に努めております。

【1】取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)当社は企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令順守の基本姿勢を明確にし、全役職員を対象とした行動指針として「NC企業倫理規準」を定め、それを全役職員に周知徹底する。

また、定例取締役会を毎月1回及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監視をより一層強化することとする。

(2)当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で組織的に対応する。また、すべての役職員に、私生活においても反社会的勢力に付け入られる行動がないことを求める。

(3)当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の構築、評価および報告に関して適切な運営を確保する。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。

【2】取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)情報の保存・管理

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の他重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、関連資料とともに、文書保存管理規程その他の社内規程の定めるところに従い、適切に情報を保存し、管理する。

(2)情報の閲覧

取締役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

[3]損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)組織横断的なリスクについては社長を委員長とする「危機管理委員会」を設置するとともに、「危機管理マニュアル」等を制定し、同マニュアル等に基づくリスク管理体制を構築するものとする。

(2)不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行うとともに、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。

[4]取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として定例取締役会を毎月1回及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行う。

(2)取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、組織規程別表・職務分掌表、同・職務権限一覧表、稟議規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。

(3)取締役職務執行の適正性・効率性については、内部監査規程に基づき監査を実施する。

また、常勤の監査等委員の選任にあたっては、当社業務に精通した人物を選任し、常時取締役の職務執行について監視することとする。

[5]当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)当社は「子会社管理規程」を制定し、子会社の管理方法及び子会社における権限と責任を明確にし、子会社の業務執行体制の整備に関する指導・支援を行うものとする。

(2)当社は、子会社の重要な意思決定は当社の事前承認を得た上で行うよう定めるとともに、子会社に職務執行及び事業状況を定期的に報告させるものとする。

[6]監査等委員会がその職務を補助すべき使用人等を置くことを求めた場合における当該使用人等に関する事項、当該使用人等の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人等に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は監査等委員会の業務補助のため、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人等（以下「補助使用人等」という。）を置くことを求めた場合には遅滞なく、監査等委員会スタッフを置くこととする。補助使用人等に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査等委員会に帰属するものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及びその他の使用人は、補助使用人等に対し指揮命令権限を有しない。また、補助使用人等の人事異動、人事評価、懲罰等の決定については、事前に監査等委員会の同意を必要とし、補助使用人等である使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先するものとする。

[7]取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、監査等委員の職務執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用等に関する事項及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し、又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、遅滞なく監査等委員会に報告する。また、前記に関わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

(2)監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその報告を求めることができることとする。

(3)内部通報制度（ヘルプライン）に基づき、適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査等委員会への適切な報告体制を確保するものとする。

(4)当社は前各項に従い監査等委員会への報告を行った当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して、不利益な扱いを行うことを禁止する。

(5)当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について必要な費用の前払い等の請求をした時は、担当部門において審議の上、当該請求が当該監査等委員の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システムの基本方針」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で組織的に対応する方針を定めており、また、すべての役職員に、私生活においても反社会的勢力に付け入られる行動がないことを求めています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

〔1〕適時開示に関する基本方針

当社は、経営の効率化を図るとともに、同時に経営の健全性及び透明性を高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、適時適切な情報開示はコーポレート・ガバナンスのために不可欠であると考えております。

〔2〕適時開示に係る社内体制について

当社では、開示担当部署として、社長室を設置しており、当該部署で適時開示に係る業務を実施しており、情報取扱責任者は取締役コーポレート本部長が務めております。

情報取扱責任者は発生事実や決定事実が適時開示を求められる内容かを漏らさずチェックし、適時開示情報があった場合は開示担当部署である社長室で総務人事部・経理部と連携の上開示資料を作成し、代表取締役社長の承認を受けた上で発表することとしております。

また、必要に応じて弁護士、公認会計士等の外部専門家に情報開示の内容等について確認を取っております。

これらの情報の開示手続きは以下のとおりとしております。

また、内部者取引管理規程(インサイダー取引防止規定)を制定し、インサイダー取引の未然防止及び情報管理の徹底を図っております。

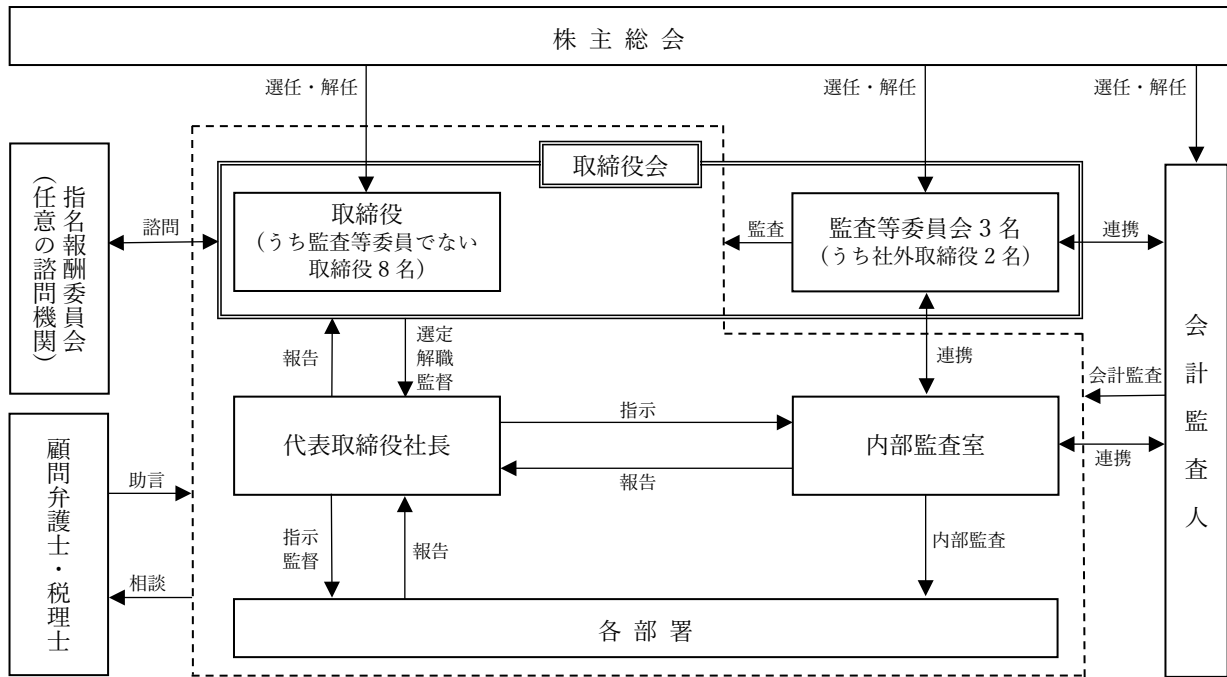
< 発生事実及び決定事実 >

発生事実または決定事実が生じた場合、取締役会による承認または代表取締役社長による承認を経て、開示手続きを行っております。

< 決算事実 >

決算に関する情報は、取締役会による承認を経て、開示手続きを行っております。

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制】

